

■地域公共交通会議とは

地域公共交通会議は、市町村等が主宰し、地域住民、利用者、地方公共団体、地元のバス事業者、運転者の団体、運輸支局などで構成され、地域の実情やニーズに応じた適切な「地域公共交通」の形態及び運行ルート、運行回数、運賃など関係者が一同に会して議論し、合意形成を図ります。

地域公共交通会議で路線の新設や改廃等が認められた場合、事業許可申請や廃止届出の処理期間が短縮され、運賃及び料金の手続きが緩和される等、地域公共交通の取り組みが進みやすくなります。

◆地域公共交通会議で協議が整った場合

一般乗合旅客自動車運送事業における

①標準処理期間

- ・事業認可 ⇒ 3か月から2か月に
- ・路線延長認可（新規路線）⇒ 3か月から1か月に
- ・路線延長認可（その他）⇒ 2か月から1か月に

②運行の態様

路線不定期運行又は区域運行を行える

③運賃及び料金

認可から届出に：3か月前申請→30日前届出

④関係機関への照会

警察（公安委員会）への意見照会の省略

⑤使用車両

地域の実情に合わせタクシー車両等による乗合運行が可能